

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

ミンドロ島ハヌノオ・マンヤン族の‘裁判人’

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮本, 勝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004401

ミンドロ島ハヌノオ・マンヤン族の‘裁判人’

宮 本 勝*

Judges among the Hanunoo-Mangyan of Mindoro Island

Masaru MIYAMOTO

There are no formal judicial and political institutions with complex structures among the Hanunoo-Mangyan, swidden agriculturists of southeastern Mindoro, Philippines. Although they have no written laws of their own, they have a traditional law designated as *batās mangyān* (‘Mangyan Law’); and ‘litigation’ often takes place when an offense is committed against it.

This paper considers the Hanunoo-Mangyan legal system, focusing on their legal authorities or ‘judges’.

First, their traditional law and litigation, one means of dispute settlement and social control, are outlined. Then, description and analysis is made on the necessary conditions, magico-religious background and sociological aspects of the judges, who are central figures in litigation. The case study in Wasig indicates that socio-political pressures from the lowland world have recently affected some changes in the characteristics of disputes and judges. This problem is discussed in the last chapter, in which emphasis is placed on new trends in the Hanunoo-Mangyan legal system introduced from the lowland world.

- | | |
|----------------------|--------------------|
| I. はじめに | 3. 裁判人の宗教的背景 |
| II. ‘マンヤン法’ と紛争処理 | 4. 裁判人の継承 |
| 1. ‘マンヤン法’ | 5. 裁判人どうしの関係 |
| 2. 紛争処理の方式としての‘訴訟’ | IV. 裁判人の役割と変化 |
| III. ‘裁判人’の条件と背景 | 1. 訴訟の文化的意味と裁判人の役割 |
| 1. ハヌノオ・マンヤン地域の‘裁判人’ | 2. 社会変化と裁判人 |
| 2. 裁判人の条件 | V. 要 約 |

* 国立民族学博物館第1研究部

1. はじめに

警察力などの物理的強制力の行使が制度化されていない社会で、いかに紛争が処理され、そして秩序が維持されるのか。この問題は、社会人類学、法人類学にたずさわる研究者にとって、基本的な課題のひとつである。

フィリピン山地民の法体系にかんするまとまった研究として、北部ルソンのイフガオ族およびカリンガ族の慣習法をあつかったバートンの一連の著作が第一にあげられる [BARTON 1919, 1930, 1949]。そのほか、フォックスによるパラワン島のタグバヌワ族の研究 [FOX 1982]、ミンダナオ島にかんしてはフレイクによるスバヌン族の研究 [FRAKE 1963]、シュレゲルによるティルライ族の研究 [SCHLEGEL 1970]、マヌエルによるマヌヴ族の研究 [MANUEL 1973] 等がある。ほんらいこれらの山地民の社会には、警察や刑務所などといったフォーマルな法政制度は存在しない。この特徴は、これらの社会にかぎらず、フィリピンの他の山地民社会全般にみられるといつてまずまちがいない。

筆者はこれまでに、ミンドロ島のハヌノオ・マンヤン族の‘訴訟’の記述をとおして、このエスニック・グループの民俗法文化の考察をこころみている [MIYAMOTO 1983]。そこでは紛争処理そのものの問題にはあまりふれず、むしろ‘訴訟’の社会的・文化的意味の発見に重点をおいた。

この論文では、ハヌノオ・マンヤン族の法的権威者に焦点をあててみる。法的権威者(‘裁判人’)は‘訴訟’における中心人物であり、おおくの紛争はかれらによって処理される。したがってこの論文が目的とする法的権威者の考察は、ハヌノオ・マンヤン社会における紛争処理の方式を追究するうえで不可欠な作業である。

ハヌノオ・マンヤン族 (hanunō?o manyan) は、ミンドロ島南東部の山岳地帯に数戸から十数戸の小集落をなして点在する焼畑農耕民である。かれらは、人口がわずか7,000から10,000程度のエスニック・グループで [LLAMZON 1978: 88]、マンヤン語 (bāgaw manyan ないし minanyan) を母語とし、みずからを「マンヤン」(manyan) とよぶ。この論文のもととなるフィールドワークは、「ワシッグ」(Wasig) とよばれるローカル・コミュニティを中心として実施した(1980年2月～4月, 1981年8月～11月, 1983年11月, 1984年6月, 10月)。ワシッグはマンサライ (Mansalay) の町の中心部から北西に6～7キロメートルはなれた山地(海拔約500メートル)に位置する。そこは、ハヌノオ・マンヤン族の分布地域の北端にちかいところでもある。

ワシグ川の7つの支流近辺に小規模な集落が点在し、ひとつのローカル・コミュニティを形成している。人口は200人程度(45世帯)で、住民全員が血縁ないし婚姻をつうじて親族関係にある。ただし、ローカル・コミュニティ全体の社会的・文化的統合性は脆弱で、基本的に核家族の成員から成る世帯より大規模な自律集団(corporate group)はみられない。ましてや、ハヌノオ・マンヤン族全体を統合するような組織はなく、みずからをフィリピン人とみとめる住民となるとごくかぎられてしまう[宮本 1977]。フィールドワークは、ワシグのほか、パナイタヤン(Panaytayan)、ハウィリ(Hawili)、アマガ(Amaga)等でもおこなった。いずれもマンサライの町から比較的ちかいところに位置する。

ハヌノオ・マンヤン地域に共通してみられる社会問題として、低地に居住するキリスト教民(タガログ族やビスヤ族)による森林破壊、耕地への侵入をまず第一にあげなければならない。調査対象となった住民は、低地民による社会的・政治的圧力を身近に感じざるをえない状況におかれてきている。

ハヌノオ・マンヤン族の間では、今日でも伝統的生活様式がかなり保持されているとはいえ、低地民との接触をつうじて、さまざまな面で変化が生じている。とりわけ1960年後半のバリオ化(フィリピン政治機構の最小行政単位がバリオで、ハヌノオ・マンヤン族の集落を正式にバリオとして承認してもらおうという動き)、1972年の戒厳令以降のバラングイ制度(基本的に従来のバリオがバラングイと呼ばれるようになった)がハヌノオ・マンヤン族の世界にあらたな問題をもたらしつつある。法体系の面でもいくつかの変化が指摘され、あたらしいタイプの法的権威者の出現もみられる。

法的権威者の特徴と紛争処理におけるかれらの役割、文化的意味を追究することがこの論文に課された作業であるが、かれらが近年の社会的・政治的変化に応じてどのような変貌をとげつつあるか、という点について考察することもその作業の一部をなす。

Ⅱ. ‘マンヤン法’と紛争処理

1. ‘マンヤン法’

フィリピンの他の山地民におけると同様に、ハヌノオ・マンヤン族の間には成文化された法典に類する文書は存在しない。しかしかれらは、‘マンヤン法’(batās manyan)とよぶ伝統的な‘法’(慣習法ないし民俗法)をもつ、と主張する。

「マンヤンの法(batās)はマンヤンの‘慣習’(?ugali?)である」とかれらはいう。一般住民は batās も ?ugali? も同じだというのが、実際の用語法では、前者は後者の

意味範囲に包含される。後者が人間の行動にかんする規範全般を意味するのにたいして、前者は紛争にかかわる行為の規定に限定される傾向がある。前者の *batās* はもともとタガログ語（「法」を意味する語）であって、ハヌノオ・マンヤン族の間では昔はあまりもちいらなかったようである。当時はもっぱら *ʔugāliʔ* を使用し、*batās* を頻繁につかうようになったのは戦後になってからだという。

かれらは、低地民（ダムオン *damūʔoŋ*）の法をマンヤン法と対置して「ダムオン法」（*batās damūʔoŋ*）とよぶ。ダムオン法は低地民だけのものであって、それに自分たちが拘束されるのを不本意とする住民もすくなくない。とくに、物理的強制力をもたないマンヤン法が当然のものとかんがえるハヌノオ・マンヤン族にとって、警察や軍隊の裏づけをもつ低地民の法は耐えがたいものである。しかし同時に、自分たち弱小民族は低地民の力には抵抗できない、という諦めの気持ちがいみじみとみとめられることも否定できない。

過去の‘訴訟’の実例を検討してみると、最低16の範疇の基本的侵犯行為が‘処罰’の対象となることがわかる。これまでに筆者は86の紛争事例を記録したが、結婚をめぐる問題が紛争の原因となった例が圧倒的に多い。つぎに、土地や農作物をめぐる問題、窃盗、体面にかかわる問題がめだつ。

紛争が‘訴訟’によって処理されるばあい、一般に、加害者にたいして‘処罰’（*ʔāyat*）が科される。処罰には‘慰謝料’（*būgtaŋ*）、‘弁償’（*padūrog*）、‘特別のごちそう’（*ʔiyāwan bayūhan*）の3範疇がある。慰謝料は伝統的にビーズで支払われ、その内容はマンヤン法によって規定されている。特別のごちそうとは、肉料理（家畜のブタやニワトリの肉料理）と米飯からなる食事で、訴訟に参加した者たち全員にふるまう。訴訟の参加者には、‘裁判人’、‘原告’、‘被告’、‘人びと’（聴衆）の4範疇がある。聴衆の大半が紛争当事者のローカル・コミュニティにすむ親族、友人であり、ふつうは数十から100名程度で、多いときには200名をこえることもある。慰謝料としてのビーズは入手しがたく、‘裁判人’がみとめれば現金で支払うこともできる。処罰としての特別のごちそうは、それを用意する者にとってはおおきな経済的負担となるが、他の参加者にとっては、楽しみの一とときをすこす機会にめぐまれることを意味する。

2. 紛争処理の方式としての‘訴訟’

フレイクは、「予定されない出来事」の枠組の実例として病気の発生をあげているが [FRAKE 1964: 125-126]、その枠組は紛争の発生についても適用可能である。紛争の発生から予期しうる結果は、紛争の解決と紛争の継続の2つで、そこからつぎの

ような枠組がえられる。



紛争が発生すると、当事者はその後の進路についてかんがえ、判断する。判断にあたっては特定の要因がからんでくるが、それについては後に考察する。判断のあとにつづくと予期される進路として、次の5つがあげられる。

- 1) ‘和解’をもとめた私的な話し合い。
- 2) 心理的処置（がまん，うわさ）。
- 3) 宗教的処置（邪術）。
- 4) ‘同意’をもとめた‘会合’。
- 5) ‘訴訟’。

図1は、ハヌノオ・マンヤン族における伝統的な紛争処理方式をしめす。被害者がマンヤン法にくわしい年輩者に相談するのが一般的である。ふつう年輩者は、公式手段に訴えずに私的に話し合いをして‘和解’をもとめるよう被害者にすすめる。

私的手段に訴える別の進路が心理的処置と宗教的処置である。心理的処置には、まず「がまんする」という進路がある。その理由として、相手が姻族であるとか、邪術

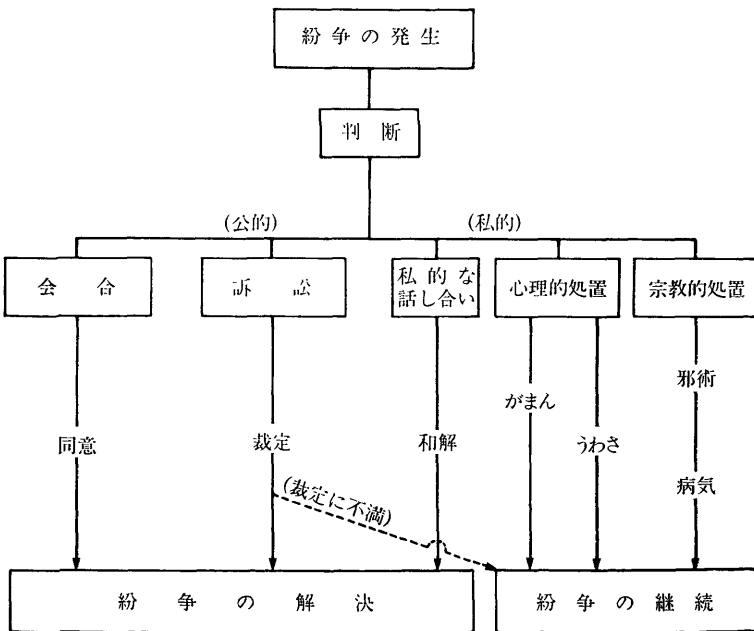


図1 ハヌノオ・マンヤン族における紛争処理の進路

師であるなどということがかんがえられる。ことに義父母や義理の兄弟姉妹には遠慮があるし、あるいは邪術による反撃がおそろしいからである。「がまんする」という進路を選択したばあい、紛争は表面にあらわれずに継続することになる。潜在的紛争は、いずれ別の形で表面化する可能性が十分ある。

もうひとつの心理的処置として‘うわさ’ないし‘陰口’(libāk, tismīs <Sp. chisme)がある。ハヌノオ・マンヤン族はひじょうにうわさ好きで、おおくのばあい羨望(hīrak)や嫉妬(?īmon)がその裏にかくれているようである。被害者は、加害者(あるいは加害者とおもわれる人)にかんしてよからぬうわさを流布し、加害者にたいして心理的圧迫をくわえようとする。この方式は、‘訴訟’において科される処罰よりもはるかにおおきな痛手を加害者にあたえることさえある。つまり、うわさは、ひじょうに効果的な仕返しの手段となるのである。このばあい、加害者は同時に被害者にもなり、紛争は継続することになる。

紛争に対処するためのもうひとつの私的手段は宗教的処置である。邪術の能力をもつ被害者が加害者を重病にさせて痛手をくわえることがあるという。邪術にかけられた加害者は、こんどは被害者となる。このばあい、その後も紛争は継続することになる。

紛争処理のための公的手段として、‘会合’と‘訴訟’という2つの選択の可能性がある。‘会合’(harampāṇan)は、‘同意’(kasundū?an)を必要とする問題が生じた際に、家族・親類が集まって実施する。

被害者から相談をうけた年輩者は、話し合いによる和解が困難だと判断すると、マンヤン法の権威者すなわち‘裁判人’に告訴するようにすすめる。ハヌノオ・マンヤン族の‘訴訟’は、フレイクによるヤカン族の訴訟の意味論的分析 [FRAKE 1969: 148-155]を適用するならば、「紛争をめぐり、対立者(原告と被告)、聴衆、裁判人の参加のもとで、裁判人による裁定を目的とし、それ自体でまとまりを有する談話行為」と定義することができる。訴訟のために特別に用意された建造物はない。おおくのばあい、訴訟は‘裁判人’の家屋で実施され、そこが一時的な“法廷”となる。

Ⅲ. ‘裁判人’の条件と背景

1. ハヌノオ・マンヤン地域の‘裁判人’

マンヤン法の権威者で、訴訟における審判役の能力を有する‘裁判人’(ないしは‘裁定人’)はフウィス(huwīs)ないしタラッグフサイ(talaghūsay)とよばれる。前

表1 ハヌノオ・マンヤン地域の裁判人

(OT=他人, E=長子, Y=末子, 空白部は資料なし)

No.	名前	ローカル・コミュニティ	‘お守り’の有無							継承(～から)		出生順位	
			タガ ルック マイ	ダ ム ル ツ ク ピ	タ ム パ ヤ リ ク	パ ン ヒ リ (邪術)	パ ダ ヤ (邪術)	サン ガ ・ サ ・ パン ヒ リ	サン ガ ・ サ ・ パ ダ ヤ	ダ ニ ウ	マン ヤ ン 法 の 知 識		呪 的 能 力
1	Abon	Sipako											
2	Adag	Wasig	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	Y	
3	Akdag	Panaytayan	-	-	+	-	-	-	-	+	Fa	Fa	Y
4	Alpog	Panaytayan	-	+	+	-	-	-	-	-	Fa	Fa	2
5	Alyo	Banligan											
6	Anaw	Agong	+	+	-	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
7	Anday	Wasig	-	-	+	-	-	-	-	-	Fa	Fa	E
8	Angel	Manaol	-	+	+	-	-	-	-	-	Fa	Fa	2
9	Anom	Yunot	+	+	-	-	-	-	-	-	Fa	Fa	E
10	Awsan	Dangkalan	+	-	-	+	+	-	+	+	Fa	Fa	Y
11	Ayupad	Sipatag	+	-	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
12	Bado	Yagaw	+	-	-	-	-	+	+	-	Fa	Fa	Y
13	Balik	Bantud Lubong	+	+	-	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
14	Balik	Panaytayan	-	+	+	-	+	-	+	-	MoBr	Fa+OT	E
15	Balik	Wasig	+	-	-	-	-	-	-	+	Fa	Fa	E
16	Baloy	Bait	-	-	+	-	-	-	-	-	OT	Fa	E
17	Ban-aw	Agong	+	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
18	Ban-aw	Amaga	+	+	-	-	-	+	+	+			
19	Bandayan	Sinariri	+	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
20	Banya	Sipako											
21	Berto	Wasig	-	+	+	+	+	-	-	+	Fa	Fa	E
22	Bigaw	Tignuan	-	+	-	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
23	Bilog	Malang-og											
24	Binsoy	Yunot	-	+	+	+	+	+	+	+	OT	Fa	E
25	Dagong	Manaol	+	+	+	-	-	+	+	-	Fa	Fa	Y
26	Daniw	Kagankan	+	-	+	-	+	+	+	+	Fa	Fa	E
27	Dunior	Waigan	+	+	-	-	-	+	-	+	OT	Fa	E
28	Enero	Malantay	-	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
29	Gawid	Banligan	-	+	-	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
30	Gihitan	Hawili	+	+	+	-	-	+	+	+	MoFa	MoFa	Y
31	Giliwan	Tagaskan	-	-	+	+	+	-	-	+	OT	Fa	2
32	Giwan	Yagaw											
33	Hogom	Wasig	-	+	+	-	-	+	-	+	Fa	Fa	E
34	Ikol	Sinariri	+	+	+	-	-	-	-	-	OT	Fa	E
35	Ingay	Tagaskan											

No.	名前	ローカル・コミュニティ	‘お守り’の有無							継承(～から)		出生順位	
			タダガ ルック マイ	ダ ム パ ヤ ック ピ	タ ム パ ヤ ック ク	パ ン ヒ リ (邪術)	パ ダ ヤ (邪術)	サン ガ ・ サ ・ パ ン ヒ リ	サン ガ ・ サ ・ パ ダ ヤ	ダ ニ ウ	マン ヤ ン 法 の 知 識		呪 的 能 力
36	Irmo	Agong	-	+	+	+	+	+	+	+			
37	Kison	Dangkalan	-	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa+OT	E
38	Kudong	Tignuan	+	-	-	+	+	+	+	+	MoSiHu	WiFa	2
39	Kuri	Hawili	+	+	+	+	+	+	+	-	FaBr	Fa+ FaBr	E
40	Lada	Sipako	-	+	+	-	-	-	-	-	Fa	Fa+Mo	E
41	Lapay	Banligan											
42	Lig-om	Yagaw	-	+	+	+	-	-	-	+	OT	Fa+OT	E
43	Lingkod	Sinariri	+	-	-	-	-	-	-	+	Fa	Fa	Y
44	Linong	Banligan											
45	Lunes	Banligan											
46	Lungani	Tagaskan	+	+	-	-	-	+	+	+	OT	Fa	E
47	Maning	Kabuyaw	-	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
48	Marso	Gatol	+	-	-	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
49	Martes	Malantay	-	+	+	+	-	+	-	-	OT	Fa	E
50	Momo	Sipakao	+	-	-	+	+	-	-	+	WiFa	WiFa	E
51	Nato	Dangkalan	+	+	+	+	-	+	-	+	Fa	Fa+OT	Y
52	Oka	Tignuan	-	-	+	+	-	+	-	+	Fa	Fa	E
53	Ongay	Wasig	+	+	-	-	-	-	-	-	Fa	Fa	3
54	Sabong	Wasig											
55	Simon	Malang-og	+	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
56	Simyon	Bantud Lubong											
57	Sindong	Banligan											
58	Soklob	Panaytayan	-		+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	3
59	Tag-uli	Malantay	+	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
60	Taytay	Wasig	-		+	-	+	-	-	-	Fa	Fa	2
61	Tipon	Malantay	+	-	+	+	+	+	+	+	OT	Fa+OT	E
62	Tipon	Tagaskan											
63	Tiriw	Bantud Lubong	-	+	+	+	+	+	+	+	FaBr	Fa	E
64	Tubeoan	Sipatag	+	-	+	+	+	+	+	+	FaBr	Fa	E
65	Uliw	Dangkalan	+	+	+	+	+	+	+	+	Fa	Fa	E
66	Umbos	Wasig	+	+	-	-	-	+	+	+	WiFa	WiFa	E
67	Widwid	Banligan											
68	Wili (女性)	Panaytayan	+	+	-	-	+	-	+	-	OT	Fa	E
69	Yakong	Banligan											
70	Yaot	Bait	-	+	+	-	+	+	+	-	FaBr	FaBr	E
71	Yawi	Wasig	-	+	+	-	-	-	-	-	Fa	Fa	Y

者はスペイン語の juez (裁判官) に由来するタガログ語 huwes がマンヤン語化した語で、戦後になってからハヌノオ・マンヤン族の間で頻繁にもちいられるようになった。後者のタラッグフサイ (‘調整するのがじょうずな人’の意) は昔から使用されていた。この語は現在でも年輩者のおおくがもちいるが、最近ではフウィスのほうが一般的になっている。タラッグフサイの同意語にパラインヤンアン (para?iŋān?an ‘相談相手になってくれる人物’) があるが、この語の使用はまれである。

このほか、法の権威者をよぶのにタノンヤン (tanōŋan ‘相談役’) やパンウロ (pa-ŋūlo? ‘かしら’ <?ūlo ‘頭’) も使用されることがある。しかし年輩のインフォーマントは、両者の語は、もともとタガログ語であって本当のマンヤン語ではない、と説明する。このほかにタキナン (takinān ‘最年長者’) という語がもちいられることもあるが、若い裁判人をタキナンとよぶのは不自然だというインフォーマントもいる。なお、「裁判人」という用語には問題があるかも知れないが、ここではあくまでもフウィスの訳語としてもちいることにする。

人びとから裁判人とみとめられている人物の数は、1984年10月現在で71名である。かれらの名前とローカル・コミュニティは表1に列挙してある。この表には、裁判人たちが所有するとみなされる精霊の‘お守り’その他にかんする資料が呈示されており、それらは裁判人の条件、属性、背景等の分析に使用する。

告訴を希望する紛争当事者は、ふつうは自分のローカル・コミュニティの裁判人に訴える。自分のローカル・コミュニティに裁判人がいないばあいは、近辺に居住する裁判人をおとずれる。しかし紛争の内容によっては、遠方の裁判人に訴えでることもある。

2. 裁判人の条件

裁判人として公認されるには、経済状態、性、年齢は必要条件にふくまれない。

きびしい自然条件のもとで焼畑農耕に従事するハヌノオ・マンヤン族の間では、富の格差は微々たるものである。農耕以外の專業はみられず、裁判人であってもほかの住民と同様の家屋に住み、おなじような服装をしている。裁判人がほかの人びとより生活がゆたかである必要はまったくない。

女性や若輩者が裁判人になる例は実際にはまれだが、パナイタヤンのウィリ (Wili, 表1の No. 68 女性) やワシッグのウムボス (Umbos, 表1の No. 66 若輩者) の例がしめすように、裁判人になるにはかならずしも男性年輩者でなくともよい。

有能な裁判人であるための第1の条件は、細部にいたるまでマンヤン法に精通して

いることである。それは、過去の訴訟事件がそれぞれどうしておこり、いかに処理されたか、そしてその結果どうであったか、等々にかんする詳細かつ正確な知識をもっていることを意味する。

裁判人は訴訟において裁定をくだすばあい、前例をひきあいにだして説明する用意ができていなければならない。莫大な数にのぼる前例を駆使するには、とうぜん記憶力にたけていることが要求される。それが第2の条件である。

第3に、頭の回転がすばやく、弁がたち、人前でたくみに討論できることがあげられる。

第4として、冷静な性格の持ち主であることが要請される。訴訟の際の討論がいかに熱しても、裁判人はつねに冷静でいなければいけない。たとえ訴訟当事者の片方が自分の近親者であっても、中立的な裁定をくだすだけの冷静さを保持することが要求される。これはもちろん住民たちのたてまえ論であって、現実には近親者への身びいき、姻族にたいする遠慮もみられる。また、賄賂をくれた(あるいはその約束をした)訴訟当事者側に有利な裁定をくだす裁判人の数もすくなくないようである。

第5の条件として、‘比喩的表現’ (palimbay) にたけていることがあげられる。そのためには、民話や詩歌などの口承文芸 [Postma 1977] に精通していなければならない。裁判人は、虚言をあばいたり、訓戒をのべるにあたって、比喩的表現をもちいてより効果的にさせることがよくある。その際裁判人は、民話や叙情詩をたくみに織りまぜて発言するのである。

以上5点が有能な裁判人になるために必要な条件である。しかし、裁判人たちの背景を調べてみると、この5点だけでは十分でないことがわかる。

3. 裁判人の宗教的背景

戦前活躍した有能な裁判人について調査したところ、16名の名前が得られた。すべて死去しているが、かれらは優秀な裁判人として今日でも年輩の人びとの間で記憶されている。表2は、それら16名の裁判人のリストで、表1とおなじようにかれらの背景にかんする資料を呈示してある。

これら16名のうちもっとも優秀な裁判人はダンカランのウルヨン (Ulyong) だったといわれる。かれほど冷静で、度胸があり、明快な裁定をくだした裁判人はいない、というのがインフォーマントの意見である。インフォーマントのひとりの説明によると――

ウルヨンのお守りは完璧だ。強力なタガルックマイとタムパヤックをもっていたか

表2 昔の有能な裁判人

No.	名前	ローカル・コミュニティ	‘お守り’の有無							
			タダ ガル ル ッ ク マ イ	タ ム パ ヤ ッ ク	パ ン ヒ リ (邪術)	パ ン ダ ヤ (邪術)	サン ガ ・ サ ・ パ ン ヒ リ	サン ガ ・ サ ・ パ ダ ヤ	ダ ニ ウ	
1	Angin	Sipako	+	+	-	+	+	+	+	+
2	Balik	Sinugbahan	+	+	+	-	-	+	+	+
3	Bandayan	Kagankan	+	-	-	-	-	+	+	+
4	Bingay	Waigan	+	+	+	+	-	+	-	-
5	Bino	Bagakay	-	+	+	-	-	+	+	+
6	Ingay	Idda	+	+	-	-	-	+	+	-
7	Inok	Budburan	+	+	-	-	-	+	+	-
8	Marara	Kulitob	-	+	+	+	+	+	+	+
9	Lawaan	Kagankan	+	+	-	-	-	+	+	+
10	Sikadan	Budburan	+	+	-	-	-	+	+	-
11	Suay	Kagankan	-	+	+	+	-	+	-	-
12	Tagalog	Budburan	-	+	+	-	-	+	+	+
13	Ulyong	Dangkalan	+	+	+	+	+	+	+	+
14	Yag-iw	Malawi	-	+	+	-	+	+	+	+
15	Yayag	Amaga	+	+	+	+	+	+	+	-
16	Yawid	Kiasa	+	+	+	-	-	+	+	+

ら、いつも冷静でニコニコしており、怒っている人間でもかれの前にはおだやかにしてしまう。ところが、かれが怒るとみんな身ぶるいしたものだ。ウルヨンはダルピをもっていたから、相手がどれほど弁がたっても、かれの早口にはかわない。ウルヨンは相手が邪術師でもおそれなかった。かれが強力なサンガ・サ・パンヒリ、サンガ・サ・パダヤの持ち主だった証拠だ。かれは優秀な祈禱師でもあり、たとえ犯人が遠方に逃亡していても、かれが呪文をとさえれば、たちまち居場所がわかってしまう。みんなウルヨンを尊敬していたが、おそれていた。ひとつは、かれがタムパヤックをもっていたからだが、何よりも理由は、かれがパンヒリとパダヤ（邪術）の名人だからだ。かれは頭脳明晰で、かれが裁判人となる訴訟がおこると、200人以上もの人びとが集まった。ウルヨンの裁定は手きびしく、敗訴者にたいして容赦なく慰謝料の支払いと罰としてのごちそうの提供を申しわたしたものだ。敗訴した者がそれだけのかんべんしてくれと懇願しても、ウルヨンは受けつかなかった。いっぽう訴訟に参加した人びとはごちそうにありつけて、おおい

によるこんだ。かれの説明は明快そのものだ。パリムバイ（比喩）をひんぱんに混ぜこんで、マンヤンのウガリ（慣習）の不明な点を明らかにし、敗訴者に命じた処罰の根拠をわかりやすく説明する。かれは訴訟当事者から賄賂を受けとることもよくあったようだが、かれの裁定はいかにももっともらしく聞こえたものだ。もちろんかれの裁定に腹をたてた者もいようが、抵抗できない。たとえ邪術をかけても、ウルヨンにたいしては無力で、逆に邪術をかけられてしまうかも知れないからだ。

筆者がハヌノオ・マンヤン族の調査を手掛けてから12年以上になるが、その間、この種の情報を入手するのはきわめて困難だった。住民はだれしもこの種の情報をかなりもっているはずなのだが、口にだすことをおそれる。いつ邪術の対象となるかわからない、と懸念しているからである。

前記のウルヨンにかんする話は解説を要する。まずお守りについて説明しなければならない。筆者のこれまでの調査で、38種の呪具（護符ないしお守り）があることがわかった。それらを総称するのにガリン (*galin*) ないしハピンハピン (*hāpiṅhāpiṅ*) という語をもちいる。いずれの呪具にも特別の精霊が宿っているという。大半が何種類かの植物の組み合わせからなる小型（手の中にはいる程度のサイズ）のものだが、小石、植物のヤニなどの呪具もある。38種のうち裁判人が保持していたほうが有利だという呪具は、つぎの8種である。

- 1) タガルックマイ (*tagalūkmay*) …… アミゴス (?*amīgos* < *Sp. amigos* 友人たち) ともいう。これをもっていると冷静になり、怒っている人をもおとなしくさせてしまう。足の親指大の小ビンにはいつている。
- 2) ダルピ (*dalūpi?*) ……足の親指大の小ビンにはいつており、必要なときにその油を少量のむ。この呪具の持ち主は雄弁になり、相手は持ち主の言葉をおそれ、正直にしゃべってしまう。毎年聖土曜日（なぜカトリックの祭日に定められているかは不明）にココナツ油を追加する。
- 3) タムパヤック (*tampāyak*) ……これがあると勇敢になり、ほかの人びとがおどろくほど荒々しくなることがある。ウルヨンが怒るとこわいのはタムパヤックのせいである。タムパヤックはふつう親指の頭ほどのサイズの陶器で、水容器の格好をしている。サントニョ (*santoninyo* < *Sp. Santo Niño* おきな子イエズス・キリスト) とよばれる小石といっしょになってはじめて効力を発するといわれるが、別種のタムパヤックもある。タムパヤックをショルダー・バッグに忍ばせて訴訟にのぞむと、裁定は厳しく、同情をもとめられても容赦しない。ウルヨ

ンに厳格な裁定をさせていたのは、かれのタムパヤックだったのである。

- 4) パンヒリ (panhīri?) …… 特別の小石に精霊パンヒリが宿り、その力で邪術をかけることが可能となる。この邪術にかかると大病になり、祈禱師の治療をうけなければ死亡する。邪術師は自分が邪術師であることを公表することはまずない。しかしかれは、パンヒリによる病人をみて、その病気ほどの邪術師のしわざかをいいあてることができるという。そのうわさをつうじて、人びとはだれが邪術師であるかを知る。
- 5) パダヤ (padāya?) …… パンヒリとおなじような邪術だが、呪具は植物でできている。この種の邪術は、パンヒリと同様の特徴をしめす。人びとがウルヨンをおそれていたのは、かれがパンヒリとパダヤの保持者だったからである。かれに対抗しようとする者は、かれの邪術を無効にさせる呪具をもっていないかぎり、生命にかかわる危険をおかすことになる。
- 6) サンガ・サ・パンヒリ (sānga? sa panhīri?) …… パンヒリに対抗する呪具で、ダルピとおなじように、小ビンにいれて、ココナツ油を必要なときにのむ。聖土曜日に油を追加する。
- 7) サンガ・サ・パダヤ (sānga? sa padāya?) …… パダヤに対抗する呪具で、使用および維持の方式はサンガ・サ・パンヒリのばあいとまったく同じである。2種のサンガをもっていれば、両者を1つの小ビンにまとめていれてココナツ油を注ぐ。ウルヨンの最大の強みは、かれが双方のサンガを保有していたことである。かれが手厳しい裁定をくださったのは、タムパヤックのせいでもあるが、2種のサンガがそろっていたからそれが可能となったのである。サンガを欠いている裁判人は、かれの裁定によって損害を受けた者からパンヒリやパダヤといった邪術をかけられるかも知れないという恐れをいだかざるをえない。
- 8) ダニウ (dāniw) …… 特別の小石（または植物）に精霊ダニウが宿り、その力で人間の靈魂や悪霊を発見することができる。この石の保持者は、特別の訓練をうけ、祈禱師パンダニワン (pandanīwan) として病気の診断と治療にたずさわる [宮本 1976: 227-228]。ウルヨンにかんする話がしめすように、この種の祈禱ができれば、逃亡した犯人の居場所はすぐにわかるという。

裁判人は上記2種のサンガをもっていれば安心していられるかというところというわけでもない。理由は、パンヒリやパダヤとおなじような効力をもつ呪具が他にあるからだという。たとえば、パンィワ (pañiwa?) とよばれる呪具がその一例である。ワシッグの若く有能な裁判人ウムボスの経験談によると――

ウスティン (Usting 当時52才) が姪のマナイ (Manay 当時14才) とインセストをおかした。1979年12月に訴訟がおこり、ウムボスが裁定をくださった。ブタ2頭と米2カバン (約150リットル) の食事を用意し、特定の種類と量のビーズをインセスト専門の祈禱師にささげなければならない、とウスティンに命じたのだった。ウスティンはこの裁定に腹をたて、それにしたがわなかった。かれも多種の呪具を有する人物として知られていたのである。

翌年9月に、丸太をかついであるいていたウムボスは突然胸の一部に激痛を感じ、たおれてしまった。そのとき瞬間的にウスティンの姿がみえた、とウムボスという。そこでウムボスは有能な祈禱師にみてもらったところ、やはりウスティンのしわざだといわれた。ウスティンはパンィワの持ち主で、かれの呪文によってイニワ (?iniwa?) という病気にさせられたのだ。この病気にかかって放置しておくくと2週間ぐらいで死亡するといわれる。パンィワの持ち主が呪文をとなえたと相手は即座に激痛を感じる。ウムボスがウスティンの姿をみたと感じたのはそのためである。ウムボスは、9カ月前の訴訟で裁定をくださった際に、ウスティンがパンィワの保持者かも知れぬという疑いももっていなかった。

このことがあってから、ウムボスはこの種の呪具に細心の注意をはらって裁判人の役を演じるようになったという。パンィワのほかに、スジャヤン (sujāyan) とよばれる邪術用の呪具もあることが知られている [宮本 1983: 60]。

裁判人の宗教的背景をめぐる説明にかなりのスペースをさかざるをえないのは、しばしばこの側面が前述した紛争発生後の進路の決定要因となるからである。被害者は加害者の宗教的背景を十分考慮にいれて進路を判断しないと、さらにおおきな被害をうけるかもしれない。たとえば、加害者がかなり強力な邪術用の呪具もっているにちがいないという忠告を被害者が年輩者からうけたとしたら、被害者は、それに対抗する呪具がなければ訴えを断念してがまんするかも知れない。どうしてもがまんできなければ、確固たる証拠をもっている証人を獲得したうえで、加害者よりもはるかに強力な呪具をもつ有能な裁判人に訴えるだろう。訴えをうけた裁判人は、被告およびその近親者の宗教的背景を考慮し、自分にとって不利になると判断すればその訴えをうけつけない。あるいは自分の師にあたる裁判人にその訴えを移す可能性もある。このばあい、2人の裁判人が共同で訴訟を進行させることになる。

いっぽう訴えられた者は、原告と裁判人の背景について調べる。かれは、たとえ自分が加害者であっても、以前から原告と敵対関係にあり、しかも原告や裁判人に負けないという自信があるばあい (つまり、さらに強力な呪具もっているとか、証拠不

十分が明らかだとか、あるいは証人たちを全員買収しえたようなばあい、訴訟の場で原告の主張を徹底的に否定するだろう。あるいは勝ち目がないとわかったら、前もって裁判人と交渉することもあるようだ。事実、裁判人のおおくは、人前で堂々と道義上の正当論をのべたてるのにたけているが、同時にきわめて抜け目なく自分の利益を追求する。裁判人のおおくが賄賂 (pakāʔon lihim ‘秘密の贈与’の意で、家畜、米、現金など) につよい興味をしめすようである。正確な資料は入手不可能であるし、個人の名誉を毀損することにもなるので表1、2には呈示しなかったが、うわさをもとにした資料から判断すると、現在の裁判人71名のうち最低37名(約52%)、戦前の裁判人16名のうち12名(75%)は賄賂につよい関心をしめしたようである。裁判人は、原告から賄賂をうけたほうが得だと判断すれば、被告にとって不利な裁定をくだそうとする。被告から賄賂をうけるとばあい、被告の負担がかかるくすむような裁定をくだす。このような実態に気づくようになったのはつい最近のことで、筆者は、前の報告で裁判人が中立的立場をとるという理想像を強調しすぎてしまった [MIYAMOTO 1983: 143]。

先にひきあいにしたウルヨンの件に焦点をもどそう。当時かれについて有能な裁判人は、優秀な順にあげると、ヤヤッグ (Yayag)、ラワアン (Lawaan)、タガログ (Tagalog) だったといわれている。

表2にしめしたように、ヤヤッグはダニウ以外的重要なお守りはすべて保有していた。ダニウが必要な状況になると、かれはオジのタッグハン (Taghan) に助力をもとめて欠点を補充したという。ラワアンは、人びとがおそれるタムパヤック、パンヒリ、パダヤは保有していなかったが、紛争を穏便に処理した。タガログも邪術用のお守りをもっていなかったが、タガルックマイとタムパヤックの点でラワアンと逆になり、手厳しい裁定をくだしたという。かれは記憶力がよい裁定人として知られていた。また、裁定を円滑に罰としてのごちそうの提供にもっていくのがじょうずで、かれが裁判人になる訴訟にはおおぜいの人びとがあつまった。タガログのつぎに優秀な裁判人はシカダン (Sikadan) で、かれは賄賂をうけとらない理想的な裁判人だった。しかし呪具は、タムパヤック、パンヒリ、パダヤのほか、ダニウも欠いていた。ダニウが必要なときは、師のタガログの助力をもとめた。

現在の裁判人のうちとくに優秀なのがアゴンのバンアウ (Ban-aw)、シナリリのバンダヤン (Bandayan)、マランタイのタッグウリ (Tag-uli)、ワシッグのアダッグ (Adag) で、いずれも重要な8種の呪具の保持者だといわれている (表1)。

ところで裁判人たちは、裁判人としての地位 (基本的にはマンヤン法にかんする知

識) やさまざまな呪具(呪的能力)をだれから譲りうけたのか。この問題は、紛争処理方式そのものに直接かかわらないとはいえ、社会人類学の重要な課題のひとつでもあるし、裁判人の属性を探るうえで避けるわけにはいかない。

4. 裁判人の継承

71名の裁判人のうち、継承の方式を分析するうえで使用可能な資料は54名(約76%)についてのみである。他の17名については、資料が不十分なので、分析対象から除外する。またここでは、2世代間の継承に限定している。ハヌノオ・マンヤン社会のような双系社会では、記憶されている上世代の系譜深度がきわめて浅いことはたしかだが、せいぜい3世代にわたる資料がほしいところである。しかし3世代に深度を高めると、手持ちの資料では検討しうる件数がすくなくすぎる。次回の調査の際に、表1の資料を再チェックしなければならないと痛感している。

裁判人になるための条件のうち、継承の対象となりうるものは、マンヤン法にかんする知識と呪的能力(呪具の所有)である。ずばぬけた記憶力、頭脳の明晰さ、弁舌能力、冷静な性格等の条件は、基本的には生まれもった才能、性格によるが、訓練と呪具にもよる。

一般に、「マンヤン法の知識や呪具は、親が子どもにあげるのがふつうだ。長子(*pañānāy*)か末子(*kapūsʔan*)にあげるのがいちばんいいが、長子も末子もそれに興味があれば末子以外の子(*ʔanāk karāwʔan* ‘中間の子’)にあげる。マンヤン法や呪具に関心のある子どもがいなければ親類に、親類にもいなければ他人にあげる」と人びとはいう。

マンヤン法の知識の継承と呪的能力の継承とが一致しない事例がかなりあるので、とりあえず両者をわけて検討してみる。

表3は、マンヤン法の知識(そこには紛争処理、とくに訴訟の進行の技法などもふくまれる)の継承方式を54名についてまとめたものである。ハヌノオ・マンヤン社会では、自分の世代でいえば配偶者もふくむ第4イトコ(*baliwsāṅa*)までの範囲が‘親族’(*katawūhan*)とみなされる。第4いとこの認知は具体的に5代上の世代まで系譜をさかのぼってなされるのではなく、たがいに *ʔātlo* (第3いとこ)と呼びあう者の子どもどうしが第4いとこであると認知される。この範囲をこえたら‘他人’(*ʔiba tāwo*)である[宮本 1977: 91-92]。親族から継承がなされた件数は全体の81.5%(44件)をしめる。他人(非親族)からの継承者となった件数は全体の18.5%(10件)である。他人への継承が2割ちかくもみられるということは、この種の継承が個人の能力にか

表3 マンヤン法の知識の継承

継承方式 (～より継承)		後継者の出生順位			計	比率(約)			
		長子 [E]	末子 [Y]	その他					
親族	血族	Fa	22	8	5	35	65%	81.5%	
		FaBr	4			4	6		11%
		MoBr	1			1			
		MoFa		1		1			
	姻族	WiFa	2			2	3		5.5%
		MoSiHu			1	1			
他人(非親族)		9(1)		1	10(1)		18.5%		
計		38(1)	9	7	54(1)				
比率(約)		70%	17%	13%			100%		

() 内の数字は女性の数をしめす。

かわるのであって、一定の親族の者ならだれでも後継者になれるわけではないことをしめしている。しかし同時に、“父から息子(とくに長男)へ”という男系ラインが強調される傾向があることが表1および表3から容易に指摘できる。

親族内継承のうち姻族からの継承は全体の5.5%(3件)と低く、血族からの継承が全体の76%(41件)と高い。血族内でも父から息子への継承が65%(35件)という率をしめしている。母から子どもに継承された例はない。父親からの後継者の出生順位については、長子(E)が22件、末子(Y)が8件、その他が5件で、長子の継承が全体の41%をしめる。この資料の範囲内では、長子はすべて男で、長女が後継者となった例はない。

なお、長子および末子以外の子どもに継承された事例5件について調べたところ、それぞれ明確な理由がある。長男が死亡したので次男が後継者となった(1件)、長男が父に反抗的だったので次男が後継者となった(1件)、長男と次男が素行がわるく、飲んだくれなので三男が後継者となった(1件)、長男とともに後継者となった(2件)という説明がなされる。

マンヤン法の知識を親以外の人物から譲渡された例、つまり子ども以外の者を後継者とした例は全体の35%(19件)である。そのうち親族から受け継いだという例は9件、他人(OT)からは10件で、両者ともほぼおなじ数字をしめしている。親以外の親族からの継承例9件のうち、血族からが6件、姻族からが3件で、2対1の割合となっている。数字が小さすぎるので傾向をひきだすには無理があるが、血族からの継承

のばあい、父方からの継承と母方からの継承の割合は2対1と、父方のほうが高い。

子ども以外の者を後継者にした9例を検討してみると、自分に子どもがいなかったから（1件）、息子はいたが後継者として適した子どもがいなかったから（4件）、娘が1人しかおらず、かの女は後継者に適していないから（3件）、息子を後継者にしたが、娘の夫も優秀なのでかれも後継者にした（1件）と一定の根拠がみいだされる。他人を後継者にした例10件のばあい、いずれもその後継者の親は裁判人ではなかった。かれらはマンヤン法に興味を抱き、他人である裁判人から教えを受け、後継者となったわけである。

呪的能力の継承についてはかなり明確な傾向がみられる（表4参照）。54名全員が親族から継承している。同一人物が複数から継承することも可能で、親族だけでなく他人からも継承している例が5件みられる。血族からの継承例は全体の94.4%（51件）で、姻族からの継承例は5.6%（3件）である。血族内の率のほうが圧倒的に高い。

ほとんどが父親からの継承で、全体の90.7%（49件）をしめる。マンヤン法の知識を父親から継承した例は35件だったが、このばあいすべてが呪的能力も父親から受け継いでいる。宗教的能力を父親から受け継いだ49名のうち、末子は8名で、全体の約15%にすぎない。それにたいして長子は35名（1名のみ長女で、他は長男）で、全体の約65%をしめる。父親から継承しているが長男でも末子でもないという例は6件ある。そのうちの5件は、マンヤン法の知識も父親から継承している。他の1件は、マンヤン法の知識は他人から継承している。かれらが次三男であるのに呪的能力を父親

表4 裁判人の呪的能力（呪具）の継承

継承方式 (~より継承)		後継者の出生順位			計		比率(約)	
		長子 [E]	末子 [Y]	その他				
血族	Faのみ	29	7	6	42	49	51	90.7%
	Fa+	FaBr	1		1			
	Mo	1		1				
	他人	4(1)	1	5(1)				
	FaBr	1		1	2	3.7%		
	MoFa		1	1				
姻族	WiFa	2		1	3		5.6%	
計		38(1)	9	7	54(1)			
比率(約)		70%	17%	13%			100%	

() 内の数字は女性の数をしめす。

から譲りうけたのは、長男がそれに興味をもたなかったが本人はつよい関心をしめしたから、あるいは本人も関心があったので長男とともに後継者となったから、という理由があげられた。

マンヤン法の知識および呪的能力の継承にかんする住民の一般論を先に記したが、それは、末子の継承率が比較的低い点をのぞけば、現実とかなり一致することがこれまでの分析から明らかとなった。注目すべき点は、マンヤン法の知識の継承において父から息子（とくに長男）へという男系ライン強調の傾向がはっきりみられ、呪的能力の継承となるとその傾向はさらに強まるという事実である。もちろん父親以外の親族からの継承例もみられるので、3～4世代にわたる裁判人の継承にかんする資料が得られれば、男系が強調された ambilineal な継承ラインにもとづく特定裁判人の family-lines の存在が指摘しうることが十分に予想される。これは村武の“axial family-line 論”[村武 1967, MURATAKE and KIKUCHI 1968]を応用して筆者がかつてこころみたハヌノオ・マンヤン社会における枢軸的 family-line の考察[宮本 1977]にたいして貴重な資料を提供することにもなる。

5. 裁判人どうしの関係

マンヤン法に興味をもち、裁判人になることを希望する者は、身近な裁判人から訓練をうける。マンヤン法について特別に教授してくれる人物は、父親や近親者であるばあいが大半で、他人のばあいもあることはこれまでにみたとおりである。マンヤン法の教育をめぐる師と弟子との間に上下関係が成立する。師が紛争の処理を要請されると、弟子は師に同行し、実践をつうじて訓練をうける。一人前の裁判人としてみとめられ、経験がゆたかになると、こんどは自分の弟子をもつようになる。それでも以前からの師にたいしては敬意を失ってはならず、何か事あるごとに師に相談に行く。師の面子をつぶすような言動は痛烈な批判の対象となる。師の面子を守るために事件をもみ消してしまった、という事例さえある。

同レベルの裁判人どうしは、必要に応じて協力しあうことが望ましいとされる。どの裁判人にも‘メッセンジャー’ (sorugō?on <sōgo? ‘命令’) がふつう2人いる。裁判人の弟子がメッセンジャーをかねることもよくある。裁判人の命令があると、メッセンジャーは2人で被告や証人をよびにいくが、被告が乱暴をはたらくようであれば、棍棒をもっていくこともある。被告が遠方に逃亡したばあい、裁判人は別の裁判人に助力をもとめる。要請をうけた裁判人は、自分のメッセンジャーに被告をさがさせる。こうして訴訟が開始することになったら、2人の裁判人が合同して訴訟の進行役を演

じる。裁判人どうしは、相互に情報や意見の交換をするよう期待されているが、敵対関係にある裁判人の例もみられる。訴訟当事者それぞれに、敵対関係にある裁判人が関係してくると、紛争の解決はたいへん困難になる。ワシッグでつぎのような事件がおきている。

アヤ (Aya) の夫フェレル (Ferrer) がブンブン (Bunbun) の妻フッドマイ (Hudmay) と浮気した。ブンブンは、フェレルがフッドマイにあてた恋文を発見し、裁判人のウムボスに訴えてた。1980年12月のことである。ふつうだったら比較的容易に片付くはずの事件だが、フェレルの父がシモン (Simon マランオッグに居住) であるため、かなりの困難が予想された。シモンといえば、ハヌノオ・マンヤソーの悪党、邪術にたけた裁判人として知れわたっていた。ウムボスは、義理の父でしかもマンヤン法の師でもあるアダッグ (Adag) と義理の兄オンアイ (Ongay) に助力をもとめた。結局、オンアイとウムボスの2人が裁判人となって訴訟を開始した (図2参照)。

フッドマイはすぐに白状したが、フェレルは身に覚えがないと断言した。もちろんフェレルの発言は、すべて父のシモンの指図にしたがったものだ。シモンは「なぜこんなことで訴訟にならねばならぬのか」とはじめてから敵意をしめした。結局フェレルがウムボスの誘導尋問によって白状し、慰謝料と特別のごちそうを要求されることになったものの、裁判人側はかなり緊張したという。理由はいうまでもなく、シモンが悪知恵と邪術にたけているからで、ちょっと間違えれば逆に告訴されてしまう危険性があった。

もともとシモンはウムボスたちに恨みをもっていた。理由は、1975年にフェレルがアヤとかけおちしたときにシモンがかくまったところ、ウムボスに討論でやりこめられたことがあるからだ。

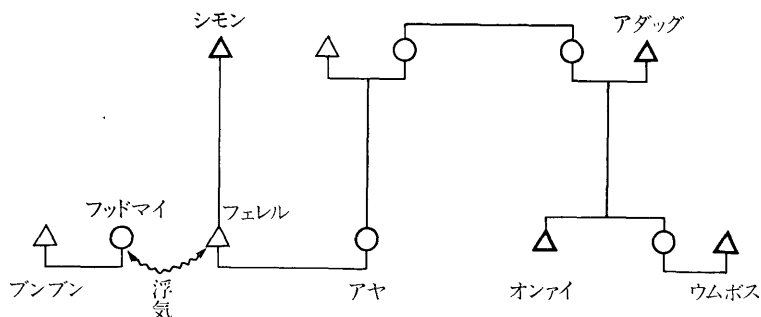


図2 フェレルとフッドマイの浮気事件と関係者

会食のあと、シモンは息子のフェレルをマランオッグにつれていってしまった。

一見ささいな事件も、どの裁判人が関係するかによって大規模な訴訟事件となることがあるので、紛争事例を検討するばあい、その点を念頭にいれておく必要がある。

Ⅳ. 裁判人の役割と変化

1. 訴訟の文化的意味と裁判人の役割

ハヌノオ・マンヤン族の訴訟は、社会的・文化的脈絡の中でさまざまな意味をもつ。第一に訴訟は、マンヤン法の違反者にたいして処罰という経済的負担を課すことによって社会の秩序を回復させる機能をもつ。つまり、訴訟は経済的制裁にもとづく社会制御 (social control) の一手段となるわけである。この種の制裁は、宗教的制裁 (邪術など) や心理的制裁 (うわさなど) とならんで、紛争を回避させる装置を形成している。

しかし紛争は、回避され、あるいは解決されるべきものであると同時に、ジンメル [1966] が主張したように、それは建設的側面をも有する。ハヌノオ・マンヤンの住民は、集落やローカル・コミュニティを形成して生活してはいるものの、とかく核家族=世帯が孤立しがちになる。ところが、紛争が発生すると、それにかかわる複数の核家族が敵対関係ないしは連合関係にあることを再確認する。そして、祝祭の要素をもつ訴訟をつうじて、たとえ一時的であっても、それらの核家族がひとつの社会単位に統合されるのである。

訴訟の祝祭性については別稿で報告したが [MIYAMOTO 1983: 151-152], その内容を要約しておこう。罰則としての特別のごちそうに焦点をあてると、興味深い側面があきらかになってくる。ハヌノオ・マンヤン族の住民にとって、米と家畜はひじょうに高価なものである。それらが料理されるのは、‘骨掘り儀礼’、‘死者の供養’、‘収穫祭’などの特別の機会にかぎられ、その際おおぜいの人びとが一堂に集まり、米飯と肉料理をかこむ [宮本 1976]。会食をしている間、かれらは日常のうらみつらみから解放され、理想的な気分を味わうことができるのである。重要なことは、訴訟における食事の内容と規模が祝祭時の食事と同じである、という点である。前述したように、米飯と肉料理のごちそうを囲む訴訟参加者の数が200名をこえることさえある。200名も集まれば肉料理の各人への分け前はほんのわずかになってしまうが、米飯は思う存分食べることができる。日常の空腹感、貧しさから解放され、調和に満ちた理

想的な雰囲気を実感することが可能になるのである。つまり訴訟にも、会食をつうじて、閉鎖的な社会関係をのりこえて人と人との交流、きずなを強化・拡大させる仕掛けが織りこまれているのである。要するに、かれらの訴訟は、さまざまな種類の祝祭と同様に、「《^{コムニクス}交わり》を創るうえでの最適な道具だて」[SWYNGEDOUW 1973: 21]を提供するのである。

このような社会的・文化的意味をもつ訴訟を計画し、進行させる役割が裁判人に課されているのである。

実際の紛争事例を検討してみると、紛争の真の原因として妬み（羨望や嫉妬）が奥底にひそんでいることに気づくことがある。この問題についてはここでは立ち入った論議をしないことにするが、焼畑の仕事をいっしょうけんめいしすぎたり、家畜の頭数がおおすぎたりすると、他人の妬みをかけて、それは往々にして病気や紛争の原因となる。

この種の病気になるのは邪術にかけられるからだという。その種の患者をあつかう祈禱師は、患者にたいして薬による治療を施すとともに、ブタを殺して料理し、米飯を大量に炊いて患者のローカル・コミュニティおよび近辺の住民たちにふるまうように命じる。特別のごちそうを人びとに提供することによって患者は治癒するのである。要するに祈禱師は、患者の蓄積された富を分配することによって人びとの妬みを除去ないし緩和させるのである。

裁判人も同様に、妬みをかっている訴訟当事者に同種のごちそうの提供を命じることによって、富の分配者、妬みの除去者としての役割を演じる、といえる。

ことに食料が不足する雨期は、人びとの間に不満がうっ積し、それを晴らそうとさまざまなうわさが蔓延する。そのようなときに訴訟が開催されるというニュースが生じると、人びとは生き生きした気分になる。たとえさいなめごとでも、状況に応じては大規模な訴訟事件にしてしまうことも裁判人の腕次第なのである。訴訟が有する競い合い、娯楽（裁判人が矢継ぎ早に発する質問の技術や口承文芸を材料とした比喩的表現など）の側面が、人びとの生活をさらに活性化する。裁判人はそのための仕掛人としての役割を演じているのである。

要するに裁判人は、秩序維持と社会統合のための装置をそなえた訴訟を操縦する役割を負い、富の分配者として一役を荷なうことによって社会心理の操作役（妬みの除去者）を演じ、かつ文化的リズムの調整者としての役割をも演じるといえる。

これまで裁判人に焦点をあてながらハヌノオ・マンヤン族の法文化の伝統的側面について考察してきた。実際には、低地民との接触をつうじて、かれらの世界にさまざま

まな変化がもたらされてきている。それにともなって、裁判人の条件、役割にも変化が生じつつある。最後にその点を検討してみる。

2. 社会変化と裁判人

ハヌノオ・マンヤン社会に変化をもたらした近年の出来事は、1960年以降の急速な森林破壊、1967年以降のバリオ化、1972年の戒厳令とのちに成立したバランガイ制度などである。

森林破壊は近年になってはじまったわけではない。その要因として焼畑耕作という農業方式そのものがあげられる。ハヌノオ・マンヤン族であれば、耕地がいずれ森林化するという計画のもとで焼畑化するのであるが、低地民のばあいは将来を無視して広大な森林を焼いてしまう。正確な資料はないが、1960年代にはいってから、主として南方のパナイ島からおおくのビサヤ系低地民がミンドロ島に移住してきたという。同島のタガログ社会で受容されなかったビサヤ族は、タガログ地帯とマンヤン地帯の中間地帯、つまり山のふもとと近辺に不法居住する。そして、生活の糧を得るために山地の森林を焼畑化するのだが、将来を念頭においた焼畑農業方式の伝統はかれらにはない。とうぜんの結果として、山地の広大な地域がコゴン草（ちがやの一種）におおわれるという現象が生じる。このほか、低地の牧場主による山地のコゴン化もみのがせない。

森林破壊は、いうまでもなくハヌノオ・マンヤン族の生活の基礎である森林地帯の縮小化を意味する。その結果かれらも、二次林が十分再生しないうちにそこを焼畑化せざるをえない状況におかれる。無理な耕作を強いられるわけで、コゴン化がさらに急速になる、という悪循環がもたらされる [WATARI 1983: 38-39]。昔はもっと食糧にめぐまれていた、と住民たちはいう。とくにネズミによる被害が近年めだち、米はとうぜんのこと、サツマイモや料理用バナナまでが害をこうむるようになってきた。「ネズミは、森の食べものがすくなってきたので、われわれのふんをねらうようになった」というのがかれらの説明である。

昔はあまり頻繁に訴訟がおこらなかったが、訴訟には会食（処罰としてのごちそう）がつきものだった。プタ2頭、米4カバン（粳つきで約300リットル）という会食もめずらしくなかったというが、今日では、処罰としてごちそうが請求されることがむしろまれになってきた。いうまでもなく、食糧不足がその最大の要因となっている。昔とくらべたら参加者の数も減少し、訴訟の祝祭性が薄弱化しつつある。

森林面積の縮小化は、紛争の性格、処理方式にも変化をおよぼしつつある。ハヌノオ・マンヤン族のほんらいの認識によれば、かれらが居住する地域の土地は特定の個

人や集団に所有されるべきものではなく、しいていえば‘土地の霊’(*ʔāpo dagāʔ*)のものである。そして、作物が栽培されている期間にかぎり、その区域は個人の‘使用地’(*posesiyōn* <Sp. *posesión* 所有)とみなされる。しかし、フィリピン共和国の国家法の観点からいえば、それは国有地で、森林局 (Bureau of Forestry) の管轄下にある。

例外はバリオ・パナイタヤンにのみみられる。このコミュニティは、1967年にバリオ (Barrio フィリピン共和国の政治機構の最小行政単位で、のちにバラングイ *Barangay* とよばれる) として承認された。同時に、特定区域の耕地の個人所有が法的に認可され、所有者は毎年町役場に税金を納めている。

かつては広大な森林にめぐまれていたため、ハヌノオ・マンヤン族の間で耕地をめぐる紛争が生じることはきわめてまれだったといわれる。ところが最近では、使用地の境界をめぐる紛争事例が目立つようになってきた。

ハヌノオ・マンヤン族どうしの紛争であれば、年輩者や裁判人が間にはいることによって問題は比較的容易に解決するが、低地民が紛争にくわわると、往々にして問題解決は困難になる。このばあい、加害者がハヌノオ・マンヤンであるという事例はすくなく、その逆が大半である。低地民が何の許可もなくハヌノオ・マンヤンの耕地に家を建ててしまった、低地民の焼畑から移った火がハヌノオ・マンヤンの作物を焼いてしまった、というようなことが原因で生じた紛争例が目立つ。被害者はハヌノオ・マンヤンの裁判人に訴えてるのだが、低地民である加害者は、ふつう自分の非をみとめない。

加害者がハヌノオ・マンヤンであれば、かれは裁判人の呪的能力(邪術その他)をおそれるにちがいない。しかし、低地のキリスト教徒は、異なった世界観体系をもっているため、それを無視しうる。しかもかれらは、はじめからハヌノオ・マンヤンを見くだしてかかっているのである。

結局被害者は、町の有力者に顔のきくハヌノオ・マンヤンの裁判人をおとずれることになる。町の有力者とは、警察官や軍人や町会議員などで、警察署長や町長に顔のきく裁判人がもっとも効果的となる。裁判人が町の有力者に仲裁を依頼するという方式は、とうぜん警察力という物理的強制力を背景とする。これは、従来のマンヤン法体系とは異質の要素である。

この種の紛争をあつかいうる新しいタイプの裁判人になるには、タガログ語が自由に話せるだけでなく、その読み書きができる、町の有力者をよく知っている、そしてさらに外部世界の社会・政治状況に詳しい、というこれまでにさほど重要視されていなかった条件がくわえられるようになった。

1967年のパナイタヤンのバリオ化は、さまざまな影響を招いた。バリオ・キャプテンおよびかれのもとにいるコンセハル (konsehāl ‘委員’ <Sp. concejal 委員) たちと町の政治家との癒着をめぐってさまざまなうわさが流れた。

訴訟は他のコミュニティでは従来の方式で運営されたが、パナイタヤンではすべてバリオ・キャプテンおよびコンセハルによって運営されるようになった。それ以前には想像もつかなかったような金額の賄賂のうわさがたつようになったのはこの時期である。

1972年9月21日、マルコス大統領はフィリピン全土に戒厳令を布告した。他のフィリピン人同様、ハヌノオ・マンヤン族もそのニュースを聞いて恐怖を感じたという。山中にすむかれらにとって、夜間の外出禁止令は無視できた。しかし、山刀をさげたまま町におりたら警察軍に逮捕されるという警告が山地一帯にひろがったとき、かれらは低地民の世界で何か重大なことがおこりつつあることを察知したという。

バリオ・キャプテンは町役場から山地住民への情報運搬者としての役割を演ずることになった。この性格が強化されたのは、いわゆるバラングイ制度 (Barangay System) が発足した1975年以降である。バラングイ制度とは、ごく簡単に表現するならば、大統領を頂点とする中央集権化をめざすフィリピン政治機構の再編成の試みである、といえる。さまざまなプロジェクトが大統領の名のもとに発足したが、その中で注目すべきものは、1978年の大統領府令1508号にもとづいて各バラングイ (基本的にはもとのバリオ) におかれることになった調停委員会 (Lupong Tagapayapa) である [ORENDAIN 1978]。この委員会に、バラングイ・キャプテンが委員長となって住民間の紛争を調停し、その結果を町役場の裁判所に報告する義務が課された。

パナイタヤンにも調停委員会がおかれた。しかしこの時期から、バラングイ・キャプテンにたいする住民たちの信頼度が急降下した。かれとその妻がともに他地域の出身で、パナイタヤンには親類がほとんどいないということもその要因になっていたが、訴訟におけるかれの強制的な態度、慰謝料の過度な変更、収賄等に耐えられなくなった住民がおおくなった。「木の葉は幹がくされば散ってしまう」——ある住民は、当時短期の調査をしていた筆者にこのような比喩をつかってかれらの悩みをうったえた。

いっぽうワシッグでは、新しいタイプの裁判人になるための条件をすべて満たしている若いリーダーのウムボス为中心となり、カトリック司祭の支援をうけながら独自のバラングイ化運動を開始した。ワシッグ川支流のキラプニット川近辺に新しい集落をつくり、そこに移住するように住民たちに呼びかけた。この若いリーダーは、新しい集落が独立したバラングイとして承認されるべく、町役場に働きかけたのである。

まず、簡素な礼拝堂がつけられ、小学校の校舎の建設がはじめられた。

この動きをめぐって、ワシッグ住民の反応は3つにわかれた。第1の範疇の住民は、低地民のかかわることはすべて信用できない、という立場をとった。危険を感じてさらに山奥に移転してしまった住民もいる。第2の範疇の住民は、バランガイ化にいちおうの賛意をしめし、新しい集落に移転してきた。第3の範疇の住民は、つかず離れずの立場をとり、この集落の周辺にとどまった。かれらは、カトリックのミサにでるとか、子どもを学校に通わせるといったバランガイ化運動への積極的参加は回避し、それでいながらこの集落の住民との日常的交際は維持する、という態度をとった。

タガログ語の読み書きにもたけているウムボスが町役場との連絡役となった。かれの裁判人としての実力の高さが知れわたり、ワシッグおよび周辺地域で生じた事件はかれのもとに集中した。

ウムボスが処理した紛争事例を検討してみると、伝統的な手続きを経ずに、あるいは伝統的な処罰規定に従わずに裁定をくだした例がかなりあることがわかる。この若い裁判人は、ほんらいなら前例にもとづいて厳しい裁定をくだすべきところを、かなり強引に和解に導いたり、あるいは慰謝料の負担を軽減するとか、処罰としてのごちそうの提供を免除するといった方式をとることがしばしばある。それは、被告＝加害者がバランガイ化に興味をしめさなかったばかりである。そのばかり若い裁判人は、たとえば、今回にかぎって慰謝料の支払いを命じないであげるからそのかわりにただちにクラブニットの集落に移転するように、あるいはコミュニティの集会に出席するように、といった条件をつけるのである。

いうまでもなく、この若い裁判人は、訴訟をバランガイ化のための一手段にしているわけである。訴訟を一種の汚職の手段にしていると批判されたパナイタヤンの裁判人にたいして、ワシッグのウムボスのばかりは、住民のおおくがかれのやり方を高く評価し、支持した。

ウムボスも、低地民が紛争にからんで解決が困難だと判断すると、警察署長その他の町の有力者に仲裁を依頼する。最近では住民たちも、町に移したほうが難なく解決する紛争事件があることを認めざるをえなくなっている。そこでウムボスは、執拗に虚言をおしとおそうとする紛争当事者にたいして、「しかたがない。この事件は町にもっていくことにしよう。低地民の法律だったら、最低5年の禁固はまちがない」といったぐあいに威嚇することがある。すると相手は、いとも容易に真実を吐いてしまうのである。

明らかに、最近の社会的・政治的变化に応じて、警察力という低地民世界の物理的

強制力がハヌノオ・マンヤン族の法体系にかかわりあいをもつようになってきた。伝統的には、主として経済的制裁とともに呪的・宗教的制裁にもとづいて住民の法行動の進路が決定されるのにたいして、近年は、低地民の法の基礎をなす物理的制裁（公認された武器の力）によって進路が決定されるという現象が部分的に生じてきたのである。

V. 要 約

この論文では、まず、ハヌノオ・マンヤン族の伝統的な法と訴訟にかんして概略をしめしてから、裁判人の性格、背景を探ってみた。

裁判人の条件として、マンヤン法に精通していること、記憶力にたけていること、頭脳明晰で弁がたつこと、冷静な性格の持ち主であること、比喩的表現の才能があること、呪的能力を有していること、という6点があげられた。裁判人の継承では、父から息子（とくに長男）へという男系ラインが強調されるという指摘をした。裁判人および紛争当事者の宗教的背景は、紛争処理過程における進路の決定、それにつづくさまざまなかけひきを分析するうえで重要な意味をもつ。

裁判人は、社会秩序を回復・維持させる装置をもつ訴訟の操縦者として、ハヌノオ・マンヤンの法文化において中心的役割をはたす。訴訟は、祝祭的要素をも含み、社会統合を一時的にでも実現させる。裁判人は、訴訟をつうじて、富の分配者（妬みの除去者）、文化的リズムの調整者としての役割も演じる。

近年の社会的・政治的变化は、紛争の種類や処理方式、裁判人の条件にも変化をもたらした。タガログ語の読み書きができ、低地民社会の状況にくわしく、町の有力者に顔がきくことが新しいタイプの裁判人になるための条件にくわえられるようになった。理由は、低地民がからむ紛争の処理にあたっては、往々にして町の有力者の仲裁を必要とするからである。ほんらい物理的強制力をもたなかった法体系の中に、外部世界における強制力が導入されるという新しい変化傾向が生じてきたのである。

「警察や刑務所が存在しないとしたら、人びとはどうして規範に従うのだろうか。裁判官がいないとしたら紛争はどのように解決されてきたのだろうか」[ロバーツ 1982: 14]。フィリピンにおける山地民の法文化の研究は、この基本的課題にかんしてはもちろんのこと、さらに、フォーマルな法政制度をもたない社会がどのようにして外部世界の物理的強制力（国家法）を受容するにいたるのか、という課題に接近するうえでも、実に興味深い資料を提供してくれる。

謝 辞

この論文のもととなるフィールドワークを実施するにあたり、マニラの National Museum およびマンサライの Mangyan Center よりさまざまな便宜をはかっていただいた。1981年および1983年に実施したフィールドワークは、文部省科学研究費の援助を受けた研究プロジェクト『フィリピンにおける伝統的社会の構造と社会的・文化的変容』（早稲田大学社会科学研究所フィリピン部会主催，研究代表者：勝村 茂教授）の一環として実施した。この論文の草稿は、1984年2月より1年間のフィリピン滞在中に作成した。この期間中の研究活動は、国際交流基金の『学者・研究者長期派遣計画』のおかげで可能となった。ここに、謝意をこめて付記する。

フィールドワークのためにフィリピンに滞在していた間、数おおくの方々からお世話になったが、とくに National Museum の Alfredo E. Evangelista 副館長と Jesus T. Peralta 人類学部長および Mangyan Center の Antoon Postma 師からは公私にわたって御教授・御助言をいただいた。本稿の内容は、国立民族学博物館の共同研究『認識と象徴の民族学的研究』（研究代表者：松原正毅助教授）の例会（1985年4月26日）で報告し、その際、この研究会のメンバーの方々から有益な御批判・御意見をうかがうことができた。そして、この論文の草稿は、同博物館の須藤健一助手と中山和芳助手に読んでいただき、たいへん貴重なコメントをいただいた。

以上の方々に心から御礼申しあげる。

文 献

BARTON, R. Franklin

1919 Ifugao Law. *University Publication in American Archaeology and Ethnology* 16(1): 1-186.

1930 *The Half-Way Sun: Life among the Headhunters of the Philippines*. Brewer and Warren, New York.

1949 *The Kalingas: Their Institutions and Custom Law*. University of Chicago Press, Chicago.

Fox, Robert B.

1982 *Religion and Society among the Tagbanuwa of Palawan Island, Philippines*. Monograph No. 9, National Museum, Manila.

FRAKE, Charles O.

1963 Litigation in Lipay: A Study of Subanun Law. *The Proceeding of the Ninth Pacific Congress*, Volume 3, Bangkok, pp. 217-222.

1964 A Structural Description of Subanun "Religious Behavior". In W.H. Goodenough (ed.), *Explorations in Cultural Anthropology*, McGraw Hill-Book Co., New York, pp. 111-129.

1969 Struck by Speech: The Yakan Concept of Litigation. In L. Nader (ed.), *Law in Culture and Society*, Aldine Publishing Co., Chicago, pp. 147-169.

LLAMZON, Teodoro

1978 *Handbook of Philippine Language Groups*. Ateneo de Manila University Press, Quezon City.

MANUEL, E. Arsenio

1973 *Manuvu' Social Organization*. Community Research Center, University of the Philippines, Quezon City.

宮本 勝

1976 「ハヌヌー・マンギャン族の葬儀に関する調査報告」『社会人類学年報』2: 221-243。

宮本 ミンドロ島ハヌノオ・マンヤン族の‘裁判人’

1977 「ハヌヌー・マンギャン社会の構成について」『国立民族学博物館研究報告』2(1): 84-122。

1983 「最近のミンドロ島調査メモから——ある殺人事件をめぐる——」『民博通信』22: 56-61。

MIYAMOTO, Masaru

1983 Customary Law among the Hanunoo-Mangyan of Mindoro Island. *Filipino Tradition and Acculturation—Reports on Changing Society—Research Report II*, Philippine Studies Program, The Institute of Social Sciences, Waseda University, Tokyo, pp. 123-160.

村武精一

1967 「Cognatic 社会におけるくいえ>の生成——フィリピン諸種族を中心に——」『社』I (1): 1-7。

MURATAKE, Seiichi and Yasushi KIKUCHI

1968 Social Structure of the Batangan in Mindoro, Philippines—A Preliminary View and Analysis of Bilateral Kinship System. 『社』II(2): 30-61.

ORENDAIN, Antonio

1978 *Barangay Justice: The Amicable Settlement of Disputes*. Alpha Omega Publications, Metro-Manila.

POSTMA, Antoon

1977 Mangyan Folklore. *Philippine Quarterly of Culture and Society* 5: 38-53.

ロバーツ, サイモン (ROBERTS, Simon)

1982 『秩序と紛争——人類学的考察——』千葉正士監訳 西田書店 (原本 1979)。

SCHLEGEL, Stuart A.

1970 *Tiruray Justice: Traditional Tiruray Law and Morality*. University of California Press, Berkeley and Los Angeles, California.

ジンメル, ゲオルグ (SIMMEL, Georg)

1966 『闘争の社会学』堀 喜望, 居案 正訳 法律文化社 (原本 1923)。

SWYNGEDOUW, Jan

1973 *From Community to Communitas—Some Thoughts on Travel and Festivity—*. Oriens Institute of Religious Research, Tokyo.

WATARI, Junkichi

1983 Preliminary Report of Everyday Life at a Hanunoo-Mangyan Settlement in Mindoro. *Filipino Tradition and Acculturation—Reports on Changing Societies—Research Report II*, Philippine Studies Program, The Institute of Social Sciences, Waseda University, Tokyo, pp. 88-122.